平成２１年（フ）第２６３号
静岡県富士市中丸203番地の３、前住所静岡県三島市壱町田197番地１　祖谷形の杜Ⅱ番館102
債務者　河野　高宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３２号
静岡県富士市御幸町２番６号　鈴由ビル４Ｆ
債務者　中川　幸枝
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５３号
東京都八王子市横川町1166番地１レジデンス1166　101号
債務者　高橋　慶信
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
神奈川県海老名市社家170番地の１　610
債務者　深澤　良二
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４号
神奈川県海老名市社家170番地の１　610
債務者　深澤　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―1125号グランドヒル
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目19番11号　レオパレス21椎の実104
債務者　坂本　卓也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２号
横浜市緑区青砥町594番地　リバーサイド豊島Ａ　102号
債務者　井島　幸子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
神奈川県相模原市宮下本町２丁目28番22―401号
債務者　藤平　克浩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０号
東京都西東京市中町２丁目２番３号
債務者　濱中智恵子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９号
東京都品川区戸越１丁目23番８号高橋アパート
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県浜松市南区福島町83番地の６
債務者　伊藤　章二（旧姓安子島）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
静岡県磐田市明ケ島原26番地５、前住所静岡県磐田市明ケ島原22番地５　ディテール205号
債務者　鈴木　行親
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０６０号
岡山市南区福富中２―12―２、住民票上の住所岡山県赤磐市山陽７丁目１番４―503号
債務者　本木　康彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
岡山市中区雄町182番地13　ハイツアクアマリン105
債務者　鴫　　文明
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
岡山市北区大安寺南町１―８―63レオパレスイシハラⅡ―209、住民票上の住所岡山市北区山上2601番地
債務者　長信　智規
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部